

第2回緊急対策本部会議における副市長指示事項について

1 区における母子保健・児童相談体制の強化

区保健センターにおいて、妊娠期からの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」※の機能と、要保護児童対策地域協議会の事務局として地域連携の拠点となる「家庭児童相談室」の機能の強化を行うことにより、支援を必要とする子どもとその保護者、妊産婦への支援を充実させること。

2 母子保健及び児童相談システムにおけるデータ共有のあり方検討

母子保健及び児童相談におけるリスク情報を共有化し、見過ごしを起さず的確なリスク判断を行うためのシステムやデータ共有のあり方について検討すること。

※子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とするもの。

〔平成29年3月31日
雇児発0331第5号
各都道府県知事・各保健所設置市市長・各特別区区長あて厚生労働省
雇用均等・児童家庭局長通知より引用〕